

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 瀬戸市立原山保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 加藤 恵美	定員（利用人数）： 100名（85名）	
所在地： 愛知県瀬戸市原山台2丁目9番地		
TEL： 0561-83-4951		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和49年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 瀬戸市		
職員数	常勤職員： 9名	非常勤職員： 21名
専門職員	（園長） 1名	（保育士） 27名
	（園長代理） 1名	（保育補助） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 6室	（設備等） 調理室・遊戯室・プール
		園庭（3歳未満児用・幼児用）
		事務室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

心身ともにたくましく よく遊ぶ子ども

#### ★基本方針

- ・親が安心して預けられる園づくりをする
- ・小学校との連携を大切にし、切れ目のない育成に心がける
- ・地域の人たちに保育園を理解し、親しみを持ってもらえる園づくりをする

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・様々な環境の子どもや保護者（外国籍・ひとり親・核家族等）の気持ちに寄り添い適切な支援を行う。（時には他機関の連携を図り、適切な援助ができるようにしている）
- ・統合保育への理解を進め、職員の連携により適切な保育を行う。
- ・心身ともにたくましくよく遊ぶ子ども＝心と体どちらも元気を目標にして、子どもが子どもらしく意欲的に毎日を過ごせるよう保育士は環境を整え、子ども一人ひとりの発達に着目し、適切な援助を行う。
- ・命の学習を通して、人間形成の基本になる『自分を大切にし、他者もたいせつにできる』心を養う。（年長児を中心に年間計画をたて保育の中で授業形式で、実践している）
- ・戸外遊びやリズム遊びの中で身体を動かす経験を意図的に取り入れて、心身の発達を促す。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年 6月 1日（契約日）～ 令和 6年 3月29日（評価確定日） 【令和 5年11月29日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 （平成 年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆緊急事態発生時の対応マニュアルの整備

単に園長不在時に限らず、「子どもがいなくなった」、「子どものケガ発生」、「不審者・侵入あり」、「災害が発生したとき」、「地震が発生したとき」など、およそ想定できる「事案」に対する園長、主任及び職員の対応マニュアルが整備されている。真剣に、安心・安全な園を目指していることがうかがえる。

##### ◆保育内容の充実

子どもの心や体の育ちを考えた、温かな保育を実践している。低年齢児の「育児担当制」や「ナガレル保育」で、落ち着いた家庭的な生活保育を行っている。幼児は自主的に遊べる環境を整え、職員の温かい対応と、無理のない行事の工夫で、のびのび育てている。子ども中心の保育となるよう、職員間での意識改革があり、実践・反省・協議を経て共通理解を深めている。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆物品・消耗品購入手続きの明確化

園内で消耗する物品などの購入手続きを文書化することを提案したい。概略は、「購入申請」（申請者、物品名、数量など）→「承認・決裁」（決裁者・決裁金額など）→「購入（発注）」（購入者・購入先など）→「物品の受渡」などである。近年インターネットでの購入も増えており、その手続きを含めて、市と協議することを期待したい。

##### ◆職員へのマニュアル等の周知・研修実施

様々なマニュアルが整備され、必要なものは各保育室にも掲示してある。しかし、職員への周知は十分とは言い難い。職員会議で知らせてはいるが、研修の機会は十分ではないと職員が感じている。研修の機会を作り、その後理解度を測る方法を構築し、生きたマニュアルとなることを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

私達の日頃保育で大切にしていることが保護者にも伝わり、評価して頂けて、次への励みになりました。同時に次への課題も明確になり、さらに精進し安心して預けて頂ける園づくりを目指していきたいです。

3歳未満児の保育は「流れる保育」ではなく、「流れる日課」を大切にしています。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1 a・b・c
＜コメント＞ 保育理念・基本方針はホームページ（市）に掲載してある。園のリーフレットや「入園のしおり」、毎回の「園だより」も同様である。リーフレットには、理念に対する園長の思いを述べている。職員へは会議の場で繰り返し伝えている。保護者アンケートの結果からも、保護者に周知している様子がうかがえる。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2 a・b・c
＜コメント＞ 学区の出生数は、主任児童委員が来訪したとき、今後数年間の推移の説明がある。園の修繕費、光熱給水費、消耗品費、給食材料費などの予算は把握している。「ぜんほきょう」や「保育士だより」など、定期購読して保育事業の動向把握に努めている。今後は、園の施設長の立場で、次年度以降の入園見込みや、年間の収支とその推移を把握し、分析することを提案する。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3 a・b・c
＜コメント＞ 公立園のため、園長の意志で具体的な取り組みは難しい状況である。ただし、毎月の園長会で、各園の職員の状況を聞いて市へ報告している。課題としては、職員の確保と育成である。また、新型コロナウイルス禍の影響で、地域の乳幼児の把握や支援体制が整えられていない。今後は、課題解決に向けて関係者と協議の、解決策と期限を定め、一つひとつ取り組むことを期待したい。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4 a・b・c
＜コメント＞ 市が策定した「市こども・子育て支援事業計画」（令和2年～令和6年）が策定されている。今後は、本計画を理解し、自園の中・長期計画策定に努めることを期待する。中・長期計画には、園長の思いも込め、地域性をも加味し、園の3年後、5年後のあるべき姿を明文化されたい。		
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5 a・b・c
＜コメント＞ 令和5年度事業計画を策定し、項目として「保育」、「子育て支援」、「地域との交流」、「小学校との交流」を記している。さらに、詳細な「食育年間計画」、「命の学習年間計画」、「全体的な計画」、「年間（行事）計画」などがある。今後は、中・長期計画を策定し、それを踏まえて事業計画を策定することを期待したい。また、実行可能な数値目標を設定した計画を策定することを提案する。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 前年度の事業計画の実施状況を把握している。前年度の計画項目として記した「保育」、「子育て支援」、「地域との交流」、「小学校との交流」は評価して、次年度へ反映させている。前年度「年間（行事）計画」も実施状況を把握している。今年度の「年間（行事）計画」も同様に、前年度の計画を評価して作成している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画の中で、最も保護者に関係のある「年間（行事）計画」の実施状況は、保護者へ「園だより」や、保育園業務支援システム（メール、画像）で周知している。次年度以降は、「年間（行事）計画」以外の計画項目（研修計画など）も、保護者へ分かりやすく周知することを提案する。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上を目指し、「チェックシート」を用いて定期的に自己評価をしている。チェック項目は次の通りで、4段階の評価をしている。「保育理念の理解」、「子どもの発達援助（養護、健康、食事、人間関係、環境、言葉、表現）」、「保育を支える組織的基盤（保育の計画と保育内容の自己評価、職員の資質向上）」。園内行事は「企画書」を基に実施し、振り返りを経て改善する組織的な仕組みがある。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 「その都度評価結果の反省を行い、年度末には翌年の行事計画に活かしている」との園長の弁があった。今後は、今回の第三者評価受審を機会に、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」「保9」の趣旨・解説を参照の上、計画的な改善計画の作成を期待する。改善計画の作成にあたっては、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何をやる？）を明確にして取り組まれない。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「職務分担表」により、園長の責務（15項目の職務を記述）が確認できた。併せて、運営機構により園長の職務が明確になっている。また、緊急事態発生時の対応マニュアルに園長及び主任、職員の役割が記してある。いずれも、職員へ説明して理解を得ている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 入職した時に研修を受けた「就業規程」などは遵守している。保育に直接的に関わりのある「保育所保育指針」や「個人情報保護法」は理解している。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」「保11」の趣旨・解説を参照の上、遵守すべき法令をリスト化する等、園を挙げてコンプライアンス意識の向上に取り組むことを提案する。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 「チェックシート」の自己評価結果を基に、園長は面談を重ねて職員の資質向上に努めている。園内行事（誕生会、七夕会、運動会、クリスマス会、保育参観など）にあたっては「企画書」を作成している。振り返りは、「反省及び今後に向けて」にコメントを付している。保護者が参加する行事は「保護者アンケート」を行い、分析して改善に努めている。何れも、園長が熱心に指導している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ② ・ c	
<コメント> 昨年度より、保育園業務支援システムを導入し、子どもの登降園の記録や欠席連絡も電子化により円滑になっている。「園だより」や連絡事項、子どもの活動状況の画像、クラス運営計画、健康診断結果なども電子配信している。ICT化により、事務作業が軽減されている。今後は、「保育分野の業務負担軽減・業務の再構築のためのガイドライン」を参考に、業務改善に努めることを期待する。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員の採用は市が担っており、園は採用には殆ど関与していない。園は、市へ必要な職員体制を申し入れている。会計年度任用職員応募者推進に向けて、元職員や知人へ働き掛けている。保育実習生へも同様に行っている。職員の「自己申告書」の運用や、職員との定期面談（ヒアリング用紙）により、定着率を高めることに努めている。新人職員の育成体制がある。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 「人事評価マニュアル」があり、評価は「目標管理・人事考課シート」を使用している。職員は入職時に、仕組みの説明を受けている。組織目標に対して、被評価者（職員）は自らの目標を設定し、難易度を考慮した達成度を評価している。また、人事考課として業績考課、態度考課、能力考課、業務改善考課がある。上期、下期に年2回上長面談を行っている			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>特に「働きやすい職場づくり」の施策は確認できなかった。しかし、「自己申告書」や定期面談（ヒアリング用紙）が大きく奏功していると理解できる。「就業規則」で、各種休業制度も規定している。園長は、朝夕の声掛けや、風通しの良い園運営に努めている。今後は、有給休暇の取得状況や、時間外勤務の推移などを把握し、具体的な施策を打ち出して取り組むことを期待したい。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「チェックシート」の運用と「目標管理・人事考課シート」の運用とで、職員の育成を図っている。左記のシートには、「目指す職員像」と「部下の育成方針」が記載されており、評価者（園長等）が職員の育成に努めることが求められている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「全体的な計画」に、研修計画として園外研修への計画的な参加を記している。また、市が定めた「令和5年度保育園職員研修基本方針」の文書があり、基本方針、研修目標を記している。研修目標には階層別など、それぞれ職務別に研修受講を求めている。それを踏まえて、「令和5年度保育園職員研修計画」があり、それに沿って研修を受講している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「令和5年度保育園職員研修計画」を始め、「愛知県現任保育士研修」の受講を推進している。また、研修案内は職員室に掲示したり、会議で周知したりして希望を叶えるように努めている。「職員研修実績表」により、受講者の偏りが無いように配慮している。研修参加にあたっては職員のシフトを調整し、研修受講後には「研修報告書」を提出している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育実習要項」（愛知県保育実習連絡協議会編）に基づいて、保育実習が行われている。要項は「基本的な考え」を始め、「実習における留意事項」、「実習記録の意義と役割」など、細部にわたって記されている。実習生受入れは、市を經由して園に連絡が来る。今年度は既に1名の保育実習生を受け入れている。</p>		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>公立園のため、園の裁量でホームページの更新などは難しい状況にある。今後は、市役所以外にもリーフレット設置を提案したい。また、市と協議の上、数年間の園児数や運営コストの推移などを公開することを提案したい。今回の第三者評価結果は、掲載サイトを保護者に周知することを提案する。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>今回の訪問調査では、事務、経理、取引等に関するルールを記した文書は確認できなかった。1万円未満の物品等の購入は、口頭で申請して園長が承認している。次年度以降は、「物品・消耗品購入手続きの明確化」を提案する。小口現金を有する場合は、残高記録と金種を複数人で照合することを提案する。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      単年度事業計画に、「地域との交流」や「小学校との交流」を記すとともに、園のリーフレットにも取組み姿勢を示している。具体的な地域交流は、「フラワー訪問」として、高齢者宅を訪問して花などをプレゼントしている。「にっこりカフェ」は、高齢者に対して、年2回子どもが手遊びの披露や肩たたきをしている。「七夕ふれあい」では、高齢者を園に招き、双方がふれあいを楽しんでいる。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      「ボランティアのみなさんへ」の表題の文書があり、ボランティアを受け入れる基本姿勢を示している。ボランティア活動は、市へ申請して登録している。具体的な活動としては、「なわとび指導」、「七夕ふれあい」交流の場で、「腹話術」の披露がある。学校教育への協力として、中学生、高校生によるボランティア保育体験も積極的に受け入れている。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ ① ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      園の円滑な運営のため、その都度必要な関係機関との連携を取っている。市の健康課、社会福祉課、児童発達支援センター、こども若者センター、中学校などである。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」「保25」の趣旨・解説を参照の上、社会資源となる関係機関を一覧表にして、速やかに連携できる状態にすることを期待したい。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      毎月開催されている「地域力向上委員会」に出席している。本会議の構成委員は、保育園、幼稚園、学校、社会福祉協議会、保健センターなど、社会資源を有する関係機関の代表者18名である。地域の福祉ニーズを把握している機関でもある。また、主任児童委員と地域での子どもの情報を共有している。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;                      市の施策として「異年齢交流事業」を行っている。未就園の乳幼児とその保護者を対象に、園庭や保育室を使って親子同士が交流できる場を提供している。「あいち電子申請・届出システム」から申し込み、年に6回、5組までとして実施している。利用時間は午前10時～11時である。園の見学は任意とし、子育て相談などを受けている。市の施策は確実に実施している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した保育について、職員会議を通じて理解を図る機会を設けている。しかし、研修については、今回の自己評価で課題として取り上げ、すでに計画されていた。その後の職員周知の確認や、全体の職員が共通理解を持つための方法については、今後の検討が必要である。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>プライバシー保護については、新年度会議で毎年確認が行われている。また、基本的な知識も、市作成の「公立保育園の皆様へ」という冊子で、毎年更新されたものが全員へ配付されている。周知は行われているが、できているかの確認においては、個人の裁量に任せられているため、確認方法は今後の検討事項となっている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ホームページは市の管理で行っており、園の情報が保護者に確認できるようになっている。市役所にリーフレットが置いてあり、入園を考える保護者が手に取って得られる情報となっている。見学希望者には、市のホームページから、決められた日程で予約できるようになっている。年に1度の入園説明会の他、個別の電話対応にも応じている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時には、保護者に「入園のしおり」を渡して説明をしている。また、途中で入園する子どもの保護者には、個別の対応で「入園のしおり」等の説明をしている。日本語が不得手で、配慮が必要な外国籍の保護者へは、翻訳機を使って対応している。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市内の保育園への転園は同様の様式で記録しているため、保護者の確認の下に送りを行っている。入園時に「個人情報の取り扱いについて」の内容で手紙を配付し、確認のサインをもらっている。保育所利用終了後の、相談方法や担当者についての説明については、職員全体での理解が確認できなかった。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>行事後に保護者からアンケートを取り、利用者満足につながる取組みは評価できる。結果については職員会議で取り上げるが、担任保育士以外の意見は反映される手立てがない。職員全体への周知方法を検討されたい。5歳児は個別懇談会が行われ、3、4歳児は保育参観、1、2歳児は、ビデオで遊びの姿を見てもらうという参観方法を取り、発達段階に合わせた方法で懇談を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情についての仕組みは職員へ伝わっており、保護者が選んだ（話しやすい）職員と、他者から離れた場所で懇談できるよう配慮している。苦情解決の仕組みは園の玄関に掲示しており、「入園のしおり」でも周知している。苦情についての結果報告が、保護者へフィードバックされていないという事例があった。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者が安心して話せる職員を選び、遊戯室にカーテンを閉めて相談事や苦情に対応している。掲示やおりで周知は確認できるが、分かりやすく説明した文書の作成はない。相談しやすい環境づくりや保護者への発信、保護者に寄り添った支援ができる方法などを、職員間で共通認識を持ち、誰でも同じ対応ができることを期待する。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情に対しては、現場から受けた報告を、園長、副園長がその日のうちに保護者と話をし詳細を把握できるようにしている。苦情解決までの仕組みはあるが、職員にその内容の理解が図られていない。会議で知らせてはいるが、現場への苦情の周知方法や、結果までの道筋を記録することなどの課題は残る。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 副園長を中心とする「安全検討委員会」が月1回行われている。園内の安全に関する「健康安全計画」を作成し、年間を通して研修や確認を行っている。事故発生時の手順も各保育室に掲示され、いつでも確認できるようになっている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「感染症対応マニュアル」が保育室に掲示され、嘔吐処理セットも常備してある。感染症が発生した場合は、園のアプリで発信している。0、1歳児は、玩具の消毒や、机・椅子の日光消毒を毎日行っている。現状、職員全員への周知は徹底していない。今後、研修やマニュアルの確認の機会を作りたい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 避難訓練は毎月行っている。園の立地は土砂災害や津波、川の氾濫等の被害の少ない地域である。子どもが歩いていける場所に小学校があり、避難所にもなっている。地域の小学校で遊ばせてもらう機会もあり、保護者への周知も行っている。備蓄食料は、アレルギー対応の食品を選び、給食で試食の機会を設けている。		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」、指導案、週案を作成し、それに基づいた保育が行われている。学年会議、職員会議で計画と反省が行われ、園長、園長代理も参加し、遊びの提案や意見が出されている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 毎月、月週案の反省会が行われている。2週に1度の週案会議で活動を話し合い、その内容を反映させて作成している。会議に参加した職員で検討しあい、月に1度の反省会で月ごとの報告会があり、次月の内容を決定している。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」から、指導計画（月週案）、個別計画を作成している。入園時に保護者から、子どもの健康状態や生活の状況を個別に確認し、アレルギーの配慮が必要な場合は、医師の記入による「生活管理指導票」の提出を求め、安全に、子どもの気持ちに寄り添った保育ができるよう心掛けている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 職員会議、園内研修を月1回、週案会議を2週に1度、学年ごとの月案会議を学年ごとに行い、計画作成に力を入れている。2週ごとの評価反省、毎月の反省と見直しで、クラスの状態に合わせながら、評価・見直しが適正に行われている。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 保育の記録は昨年度のものを参考に、子どもたちの姿を踏まえ、成長を見通した計画を作成し、評価、反省を記録している。低年齢児の個別記録、障害のある子の個別指導計画が作成されている。様式は、園長会、園長代理会で定期的に検討会が設けられ、市の標準ベースとなる。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<コメント> 「市のガイドライン」に基づき、子どもに関する記録の保管・保存・廃棄が行われている。個人情報保護についても同様に、市作成の「公立保育園の皆様へ」という冊子に謳われている。職員理解が課題であるため、研修等を定期的に行い、復習していくことで、職員全体への周知を図られたい。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は、市で標準的な保育サービスの提供ができるように、園長会でベースが作成されている。年齢区分の計画は、園での担当職員の見直しもある。前年の反省を活かし、次年度の計画作成につなげている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園舎は古いが、保育室に「くつろげる場」の備え付けがある。低年齢児は、クッションフロアにしたり、絨毯の周りにテープを貼ったりと、転倒による危険防止の配慮がある。職員が園庭の点検を毎日行い、危険がないかを確認している。避難経路を考えた家具の配置など、園全体で安全な環境であることを確認しあっている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各クラス2名以上の職員体制で保育をしており、子どもへの援助は臨機応変に行うことができる仕組みとなっている。担任とサブ保育士でのクラス運営で、役割を分けることで、担当する子どもへの配慮や話し合いもスムーズに行えている。信頼関係のある職員の声掛けで、障害のある子どもの対応もスムーズに行えている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>1日の生活の中で、発散の時間や自由な時間を確保することを大切にしている。その中で、休息をとる大切さも知らせている。時間に追われて急かすことなく、子ども一人ひとりの気持ちに寄り添った保育を心がけている。環境を整え、3歳児でゆったりと個別に生活習慣を作っていくことで、4歳児以降の自主的な生活ができるような働きかけをしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各保育室の「環境構成図」を作成し、遊びの育ちを意識して環境を作っている。乳児クラス会議で相談し、遊びの深まりや季節ごとに環境を変えている。幼児は、様々な遊びを選べるような環境を作り、子どもが自主的に選び、遊びを発展させていけるような援助を心掛けている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>育児担当制で、担当の子どもを決め、特定の職員との関係づくりに努めている。育児担当制を導入して2～3年で方法は定着し、職員の意識改革につながった。乳児の一斉保育からの切り替えが難しい職員もいたが、大きな声を飛ばさず、見守り補助をしていくという、家庭に準じた保育で子どもが安心して過ごせる環境を整えている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  市で「主体的な遊び」を研究テーマにしている。年齢に応じて段階を踏んだ保育を実践している。基本的な生活習慣を身に付け、3歳児の「自由遊びの中で好きな友達と過ごす楽しさを味わえるようにする」段階から、5歳児には、「個々の思いを汲み取りながら、集団の中での育ちを保障する」保育を心掛けている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  障害のある子どもの個別指導計画が作成されている。また、それに合わせた加配保育士が、担任保育士と協力して保育に当たっている。基本的に同じ職員（加配保育士）が対応することで、障害の特性を理解し、導線の確保や介助の方法等を担任と共有できている。加えて、保護者や対象児の安心感も深い。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  延長保育専用利用できる保育室があり、ゆったりと休息を交えながら過ごせるような配慮がある。昼間の様子を知っている担任も延長保育に入ること、保護者が担任と直接話ができる機会もある。普段の様子を知らせやすく、保護者との会話で情報の共有も可能となっている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  小学校との連携の計画は、指導計画でも確認できた。小学校見学や1年生との交流があり、小学校が身近に感じられる環境にある。夏休み期間を利用して、小学校の新任教師が保育園体験をする機会もあり、園生活の実際を知ってもらう機会となっている。小学校、幼稚園、保育園の職員が集まる研修もあり、情報を共有しやすい環境が整っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  「健康管理マニュアル」が整備されている。健康管理計画があり、規定通りに子どもの健康記録も整備されている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の予防確認として、午睡チェックも行っている。しかし、職員への研修や保護者への周知が十分ではないと感じている職員もいる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  健康診断・歯科健診の結果は、アプリで健診を行った日にすぐに保護者へ知らせている。年長児はフッ化物洗口を行い、虫歯予防に努めている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ② ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  アレルギー児に対する対応は、マニュアルに沿って行われている。エピペン研修は年1回、外部研修として数名が出席している。しかし、情報の共有はできていないという思いがある。誰でも同じ対応ができるよう、園内での研修や情報の共有の機会を作られたい。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  年齢に合わせた食事時間、食事の提供の仕方を工夫し、ゆったり安心して楽しく食べられることに心を配っている。「食育計画表」で、年齢に応じた食育経験も行っている。収穫したさつまいも、おやつを作るというクッキング保育を行っている。アレルギー児も食べられるメニューであり、心配りのある計画である。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」に従って、衛生的に調理された食事を提供している。献立は市の管理栄養士が作成したもので、保護者にも知らせている。残食チェックや嗜好調査など行い、子どもに安心安全な給食を提供している。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 年長児の個別懇談会、全園児の保育参観と面談など、園の生活を保護者に知らせる機会を設けている。毎日の生活を写真とともにアプリで配信している。相談がある場合は個別に対応し、その後の職員会議で報告をして情報を共有している。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の保護者とのコミュニケーションを大切にしている。園の保育について丁寧に知らせながら、個々の子どもの様子を写真や言葉で伝えている。必要に応じて懇談を行い、子育ての悩みや子どもについての心配事の相談に応じている。また、必要のある場合は、関係する専門機関を案内するなど、子育て支援全般においてサポートする体制を整えている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 「虐待防止マニュアル」が整備されている。朝の受入れ時の視診、家庭状況からの見守りなど、意識を持った保育を行っている。しかし、職員の理解は十分とは言い難い。職員の理解があることが前提で「見守り」としての力は発揮される。虐待対応への理解度を上げる研修等を検討されたい。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ② ・ c
<コメント> 定期的な自己評価、個々の反省は丁寧に行われている。自己評価により、学びあいの機会や、話し合いを持つことで、お互いの学びにつながっていく。自己の振り返りから全体の傾向を知り、園の強みを高め、弱みを知るよい機会となる。現在行っている結果を基に、より具体的な話し合いを行い、さらなる保育の質の向上を期待したい。		